

防府市農事組合法人に関する事務処理要領

平成24年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、法令に特別の定めがあるもののほか、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）に基づく知事の権限に属する事務のうち山口県の事務処理の特例に関する条例（平成12年山口県条例第2号）第2条の規定により防府市が処理することとされた農事組合法人に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「農事組合法人」とは、法の規定に基づく農事組合法人のうち、防府市の区域内のみを地区とするものをいう。

(届出等の様式)

第3条 市へ提出する様式は、次のとおりとする。

- 1 法第72条の22によるもの 農事組合法人仮理事選任請求書（別記第1号様式）
- 2 法第72条の29第2項によるもの 農事組合法人定款変更届出書（別記第2号様式）
- 3 法第72条の32第4項によるもの 農事組合法人成立届出書（別記第2号様式）
- 4 法第72条の34第2項によるもの 農事組合法人解散届出書（別記第2号様式）
- 5 法第72条の35第3項によるもの 農事組合法人合併届出書（別記第2号様式）
- 6 法第72条の44によるもの 農事組合法人清算終了届出書（別記第3号様式）
- 7 法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項によるもの 通知書（別記第4号様式）
- 8 法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項によるもの 農事組合法人継続届出書（別記第5号様式）
- 9 法第73条の10によるもの 組織変更届出書（別記第6号様式）

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）防府市長

請求者 郵便番号
住所
氏名
（電話 局 番）

農事組合法人仮理事選任請求書

農業協同組合法第72条の22の規定により、《農事組合法人の名称》の仮理事の選任を請求します。

（添付書類）

- 1 請求の理由書
- 2 農事組合法人の概況書
- 3 仮理事に推薦する者の住所、氏名、生年月日及び略歴を記載した書面
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式（第3条関係）

番 年 月 日 号

（宛先）防府市長

郵便番号
届出者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者 職 氏 名
（電話 局 番）

農 事 組 合 法 人
定 款 変 更
成 立
解 散
合 併
届 出 書
併

定款変更		29第2項	
成 立	したので、農業協同組合法第72条の	32第4項	の規定により届け出ます
解 散		34第2項	
合 併		35第3項	

（添付書類）

定款変更

- 1 定款の変更の理由書
- 2 新旧対照表
- 3 定款全文
- 4 定款変更の議決をした総会の議案及び議事録（抄本）

成立

- 1 登記事項証明書
- 2 定款
- 3 事業計画書（事業目論見書）
- 4 組合員名簿（法第73条第1項で準用する法第27条の2に規定される組合員名簿（氏名、住所、加入の年月日、組合員たる資格の別、出資口数及び出資各口の取得の年月日、払込済みの出資の額及びその払込みの年月日を記載したもの。））
- 5 役員住所及び氏名を記載した書面

解散

- 1 解散の理由書
- 2 総会の議事録（謄本）（総会の議決により解散した場合に限る。）
- 3 直近もしくは解散時における財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては財産目録のみ）
- 4 登記事項証明書（法第78条に規定される解散の登記が記載されたもの。）

合併

- 1 合併の理由書
- 2 各農事組合法人の合併を議決した総会の議事録（謄本）
- 3 登記事項証明書（合併後存続する農事組合法人にあつては変更登記をしたもの、合併によって設立した農事組合法人にあつては設立登記したもの。）
- 4 合併経過報告書
- 5 合併契約書（謄本）
- 6 定款
- 7 役員住所及び氏名を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

（宛先）防府市長

郵便番号
届出者 名 称
氏 名
（電話 局 番）

農事組合法人清算終了届出書

《農事組合法人の名称》の清算が終了したので、農業協同組合法第72条の44の規定により届け出ます。

（添付書類）

- 1 決算報告書（法第73条第4項において準用する会社法第507条第1項に規定される決算報告）
- 2 総会の議事録（謄本）（法第73条第4項において準用する会社法第507条第3項に規定される総会にかかるもの。）
- 3 登記事項証明書（組合等登記令第10条（昭和39年政令第29号）に規定される清算終了の登記がなされたもの。）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

番 号
年 月 日

農事組合法人 様

防府市長 印

通 知 書

貴農事組合法人は、年 月 日現在において、最後の登記をした後5年を経過していますが、同日、農業協同組合法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定に基づく防府市長の公告（下記要旨参照）がされたので、同条第2項に基づき通知します。

なお、まだ事業を廃止していない旨の届出は、この書面（下段）を用いてすることができます。

<公告の要旨>

最後の登記後5年を経過している農事組合法人は、まだ事業を廃止していないときは、当職にその旨の届出をされたい。

この公告の日から2月以内にその届出がなく、登記もされないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

年 月 日

(切り離さないでください。)

届出書

当農事組合法人は、まだ事業を廃止していません。

年 月 日

名 称		押 印 欄
主たる事務所		
代表理事の氏名		
代表理事の住所		
連絡先電話番号		

防府市 御中

(注)

1 届出書に記載する事項が、登記事項証明書と符号していないときは、適式な届出として取り扱われません。

2 届出書は 年 月 日（官報広告日から2月後の日付を記載）までに防府市に到着するよう郵送又は持参してください。代理人により届け出る場合には、委任状を添付してください。

3 届出は、書面でしなければなりません。この書面以外の用紙を用いて届け出る場合には、必ず登記所に提出してある印鑑を押印し、登記所が発行する印鑑証明書を添付の上提出してください。代理人により届け出る場合には、登記所に提出してある印鑑を押印した委任状を添付してください。

第5号様式（第3条関係）

番 年 月 日 号

（宛先）防府市長

郵便番号
届出者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者 職 氏 名
（電話 局 番）

農事組合法人継続届出書

《農事組合法人の名称》は、事業を継続するので、農業協同組合法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 継続の理由書
- 2 継続について決議した総会の議事録
- 3 登記事項証明書（組合等登記令第19条の2で規程される組合の継続に係るもの）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式（第3条関係）

番 年 月 日 号

（宛先）防府市長

届出者 主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 職 氏 名
（電話 局 番）

組 織 変 更 届 出 書

組織変更したので、農業協同組合法第73条の10の規定により届け出ます。

（添付書類）

- 1 変更の理由書
- 2 組織変更計画書
- 3 組織変更計画を承認した総会の議事録
- 4 登記事項証明書（変更前組織にあつては解散の登記をしたもの、変更後組織にあつては設立の登記をしたもの。）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。